# 第２３期　第１４回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

１　日　時　　令和８年８月２５日（火）午後１時３０分

２　場　所　　青森市新町１丁目１１－２２
ウェディングプラザアラスカ　２階「ガーネット」

３　出席者

| 区　分 | 職　名 | | 氏　名 |
|---|---|---|---|
| 委　員 | 会　長 | | 松　本　光　明 |
| | 会長代理 | | 南　谷　雅　人 |
| | 委　員 | | 冨　田　由　廣 |
| | 〃 | | 田　髙　利　美 |
| | 〃 | | 佐　京　忠　史 |
| | 〃 | | 尾　崎　幸　弘 |
| | 〃 | | 坂　岡　正　彦 |
| | 〃 | | 宮　野　昭　一 |
| | 〃 | | 工　藤　德　康 |
| | 〃 | | 木　村　正　則 |
| | 〃 | | 赤　松　　靖 |
| | 欠席委員 | | 中　居　　裕 |
| | 〃 | | 堤　　静　子 |
| 県　側 | 水産振興課 | 副参事 | 山　口　正　洋 |
| | 〃 | 主幹 | 田　澤　　亮 |
| | 〃 | 総括主幹 | 白　板　孝　朗 |
| | 八戸水産事務所 | 総括主幹 | 榊　　昌　文 |
| | むつ水産事務所 | 水産普及課長 | 髙　山　　治 |
| 事務局 | 事務局長 | | 野　月　　浩 |
| | 主幹専門員 | | 長谷川　　清 |
| | 技師 | | 傳　法　利　行 |

## ４　提出議案・審議結果

議案第１号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）
原案どおり答申することに決定された。

議案第２号：東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護の指示について
原案どおり指示を発動することに決定された。

議案第３号：秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動について
東部海区管内におけるトドの採捕の指示について
原案どおり指示を発動することに決定された。

議案第４号：令和９年度要望事項について
原案どおり要望することに決定された。

## ５　議事の経過

**松本会長**

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第２３期第１４回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第２３期第１４回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案４件の審議が予定されています。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員定数１５名のところ、過半数を超える１１名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第１４５条第１項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第１３条第２項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

**委　員**

異議なし。

**松本会長**

それでは、田髙委員と佐京委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。議案第１号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

**野月事務局長**
　はい、会長。

**松本会長**
　はい、局長。

**野月事務局長**
　そうしましたら、議案第１号について説明させていただきます。議案第１号資料の１ページ目を御覧ください。こちらは、県知事からの諮問文でございます。件名と本文のみ読み上げます。
　漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）
　このことについて、漁業法第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第３項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。
　以上ですが、こちらは、漁業法の規定に基づいて、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

**松本会長**
　県から補足説明があればお願いします。

**水産振興課　山口副参事**
　はい、会長。

**松本会長**
　はい、山口副参事。

**水産振興課　山口副参事**
　それでは、議案第１号につきまして、県から補足説明させていただきます。資料を１枚めくっていただいて、２ページ目を御覧ください。漁業種類、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等、又は漁業者の数について御説明させていただきます。
　最初は、ほっきがい雑けた網漁業でございます。操業区域の違いから４段に分かれておりまして、上から順に東共第７号共同漁業権の組合員行使権者ということで、八戸みなと漁協６隻。次に東共第９号共同漁業権の組合員行使権者ということで、市川漁業２隻。
　続きまして、東共第１１号共同漁業権の組合員行使権者ということで、百石町漁協３３隻。続いて、東共第１３号共同漁業権の組合員行使権者ということで、三沢市漁

協４０隻となっております。

続いて、３ページを御覧ください。しらうお機船船びき網漁業でございます。操業区域の違いから３段に分かれておりまして、上から順に　東共第１２号共同漁業権の組合員行使権者ということで、百石町漁協３３隻。東共第１４号共同漁業権の組合員行使権者ということで、三沢市漁協４０隻。一番下が東共第８号共同漁業権の組合員行使権者ということで、八戸みなと漁協１隻となっております。

続きまして、５ページから７ページまでが、さめ固定式刺し網漁業でございます。操業区域などの違いから、これも３段に分かれておりまして、まず、５ページの上段が下北郡佐井村に住所を要する者、青森県知事の登録を受けた漁船の使用者のいずれにも該当する者ということで、佐井村漁協２隻。下段が、下北郡大間町大字奥戸に住所を有する者、青森県知事の登録を受けた漁船の使用者のいずれにも該当する者ということで、奥戸漁協９隻。　１枚めくっていただきまして、７ページが、下北郡大間町大字大間に住所を有する者、青森県知事の登録を受けた漁船の使用者のいずれにも該当する者ということで、大間漁協１１隻となっております。

続きまして、８ページから１０ページまでが、かれい固定式刺し網漁業でございます。こちらは、漁業を営む者の資格の違いから３段に分かれておりまして、まず８ページが下北郡佐井村に住所を有する者、青森県知事の登録を受けた漁船の使用者のいずれにも該当する者ということで、佐井村漁協５隻。次に９ページの上段が下北郡大間町大字奥戸に住所を有する者、青森県知事の登録を受けた漁船の使用者のいずれにも該当する者ということで、奥戸漁協８隻。その下段が下北郡大間町大字大間に住所を有する者、青森県知事の登録を受けた漁船の使用者のいずれにも該当する者ということで、大間漁協５隻となっております。

続きまして、１１ページと１２ページが、底建網漁業でございます。こちらは、漁業を営む者の資格の違いから４段に分かれておりまして、まず１１ページの上段が、むつ市大字関根に住所を有する者ということで、関根浜漁協８人。下段が、むつ市大畑町に住所を有する者ということで、大畑町漁協４人。１枚おめくりいただきまして、１２ページの中段が、下北郡東通村大字蒲野沢に住所を有する者ということで、石持漁協１人。その下段が、下北郡東通村大字野牛に住所を有する者ということで、野牛漁協１人となっております。

続きまして、１３ページを御覧ください。たら底建網漁業でございます。こちらは、下北郡佐井村に住所を有する者ということで、佐井村漁協１２人となっております。

県からの補足説明は以上でございます。御審議の方、よろしくお願いいたします。

**松本会長**

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

**委　員**

意見なし。

**松本会長**

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

**委　員**

異議なし。

**松本会長**

御異議ないようですので、それでは、議案第１号については諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第２号「東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護の指示について」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

**野月事務局長**

はい、会長。

**松本会長**

はい、局長。

**野月事務局長**

そうしましたら、議案第２号を説明させていただきます。議案第２号の資料１を御覧願います。これまでと同様に本年もサケ資源の繁殖増大を図るために指示を発してほしいとする県農林水産部長からの依頼文でございます。件名と本文のみを読み上げます。

沿岸域におけるさけ漁業の制限に係る委員会指示の発動について（依頼）

さけ資源の繁殖増大を図るため、漁業法第１２０条第１項の規定に基づく、別紙内容のさけの採捕制限等の委員会指示の発動をお願いします。

次に資料２の方を御覧いただければと思います。依頼を基に作成した委員会指示案でございます。前段を読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第８号

漁業法第１２０条第１項の規定により、青森県東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和８年〇月〇日

青森県東部海区漁業調整委員会　会長　松本光明

これ以降の内容については、県からの依頼文に添付されたもの、昨年と年次が違うだけであとは同じ内容となっております。

なお、県報登載時に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**松本会長**

県から補足説明があればお願いします。

**水産振興課　田澤主幹**

はい、会長。

**松本会長**

はい、田澤主幹。

**水産振興課　田澤主幹**

水産振興課の田澤です。

先ほど、事務局長から御説明いただきましたとおり、年次を１年更新して、引き続き委員会指示の発動をお願いするものでございます。

県の補足説明は以上となります。御審議の方、よろしくお願いいたします。

**松本会長**

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

**委　員**

意見なし。

**松本会長**

御質問、御意見もないようですので原案どおり委員指示を発動したいと思いますが、御異議ございませんか。

**委　員**

異議なし。

**松本会長**

御異議ないようですので、それでは、議案第２号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、公示に当たって若干の字句修正があった場合は、事務局一任といたします。

次に議案第３号「東部海区管内におけるトドの採捕の指示について」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

**野月事務局長**

はい、会長。

**松本会長**

はい、局長。

**野月事務局長**

そうしましたら、議案第３号を説明させていただきます。

こちらの案件は、東部海区管内の沿岸に来遊するトドの漁業被害を軽減するために行う採捕の承認に関するもので、佐井村漁協に対しては、平成１９年度から。また、大間町漁協に対しては、平成２２年度から委員会指示による承認がされています。

それでは、議案第３号資料１を御覧願います。こちらは、県農林水産部長からの依頼文でございます。件名と、本文の方を読み上げたいと思います。

トドの採捕にかかる委員会指示の発動について（依頼）

このたび、水産庁から、令和８年８月４日付け８水推第７３０号「令和８年度（トド年度）のトド採捕可能頭数について」にて、令和８年９月１日から令和９年８月３１日までのトドの採捕可能頭数の上限を北海道対象海区（宗谷・留萌・石狩後志・檜山・渡島の各海区）及び青森県対象海区（東部・西部海区）において５６４頭と示されました。つきましては、本県における令和８年トド年度におけるトド採捕数の上限を北海道と調整の上８頭としますので、別紙（案）により漁業法第１２０条第１項の規定に基づく委員会指示の発動をお願いいたします。

次に資料２の方を御覧いただければと思います。こちらは、県漁連他関係漁協からの要請文で、いずれも例年と同じ内容となっております。

次に資料３を御覧いただければと思います。こちらは、委員会の指示案でございます。前段のみを読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第９号

青森県東部海区管内におけるトドの採捕（生け捕り又は猟銃を使用する者に限る。）について、漁業法第１２０条第１項の規定により次のとおり指示する。

令和８年〇月〇日

青森県東部海区漁業調整委員会　会長　松本光明

以下の内容につきましては、県の依頼文に添付されていたものと同じ内容であり、年次を改めた他は、基本的には前回の指示と同様となっております。

次に議案第３号の資料４を御覧いただければと思います。こちらは、令和８年度トドの承認事務取扱要領案でございます。こちらも、基本的には年次を改めた以外は、基本的には昨年と同様の内容となっており、２ページ目に記載されている、「６　採捕数の制限」では、昨年同様の頭数８としております。

事務局からの説明は以上ですが、委員会指示の県報登載時に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

**松本会長**

県から補足等がありましたらお願いします。

**水産振興課　白板総括主幹**

はい、会長。

**松本会長**

はい、白板総括主幹。

**水産振興課　白板総括主幹**

水産振興課　白板でございます。県の方から補足説明させていただきます。

資料１　委員会指示発動の依頼文となります。捕獲頭数につきましては、昨年と同様の上限８頭とすることについて、北海道との協議により取り決めているところでございます。

続きまして、同じ資料の１２ページを御覧ください。こちらは、令和８年度の全国のトド採捕可能頭数に関する水産庁からの通知文となります。表の上段にありますとおり、宗谷から青森県の西部、そちらの海域において上限が５６４頭と設定されてございます。

そして、このうち、北海道との協議により、本県には８頭ということでお願いしたいと考えております。

なお、この全国の捕獲頭数の設定につきましては、１３ページ以降のトド管理基本方針において示されておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、資料５をお願いいたします。こちらは、青森県におけるトド・オットセイ確認状況及び被害状況について取りまとめた資料となります。昨シーズンの状況についてのみ簡単に御説明させていただきます。トド・オットセイの出現状況でございますが、表にありますとおり、昨年度は「０」となってございます。

続いて、２番の漁業被害金額の状況についても「０」ということになります。３番

の目視調査、行っておりますが、こちらの方も確認されなかったということで、４番、トド採捕実績につきましては、昨年度のシーズンは実績がなしということになってございます。

裏の方には、現在までの被害の発生ですとか、目撃地点、過去の状況等々について取りまとめたものとなってございます。

県からの補足説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**松本会長**

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

**委　員**

意見なし。

**松本会長**

御質問、御意見もないようですので原案どおり委員指示を発動したいと思いますが、御異議ございませんか。

**委　員**

異議なし。

**松本会長**

御異議ないようですので、それでは、議案第３号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、公示に当たって若干の字句修正があった場合は、事務局一任といたします。

次に議案第４号「令和９年度要望事項について」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

**野月事務局長**

はい、会長。

**松本会長**

はい、局長。

**野月事務局長**

そうしましたら、議案第４号について説明させていただきます。こちらの案件につきましては、例年、各海区から国への要望につきましては、要望事項を取りまとめて

全漁調連が要望書を作成し、要望活動を行っているところです。

全漁調連による今年度、令和８年度の要望活動を本年７月５日に行われたところです。その結果については、皆様に事前に送付させていただいており、本日も議案第４号資料２としてお配りしているところですので、御覧いただければと思います。

今回、議題とさせていただいたのは、来年度、令和９年度の要望についてですが、全国海区漁業調整委員会連合会、いわゆる全漁調連では、要望項目数が増加していることや、内容が重複していることなどから、令和９年度の要望に向けて、その内容を整理し見直すという方向性になりました。

この見直しの方向性については、全漁調連の理事会でも承認されており、全漁調連の事務局、現在は山口県の海区事務局が担当しておりまして、こちらが作成した要望のたたき台を基にして、全国の各海区で検討するということになりました。

そのため、今月、８月の上旬に委員の皆様に資料の方をお送りして事前に確認、お目通しいただいたところでございます。

そして、本日お配りした資料、議案第４号の資料１が来年度要望の令和９年度要望のたたき台となっております。

この資料１を基にして、当海区で検討し、その意見を１０月の東日本ブロック会議に提出するということになっております。

ちなみに、これまでの当海区、青森県東部海区の要望事項というのが、沿岸漁業と沖合漁業の調整についてと、太平洋クロマグロの資源管理についての計２件であり、これらの要望内容については、こちらのたたき台の中にも含まれており、その箇所は着色してお示ししているところでございます。

勿論、当海区からの要望事項、要望箇所以外も含めて、全体を通して御検討いただき、御意見があれば、意見を事務局で取りまとめ、東部海区の意見として、１０月に札幌で開催する東日本ブロック会議に提出し、要望していきたいと考えております。

事務局としては、これまでの当海区からの要望内容については、おおむね基本的には要望たたき台の中に反映されていると考えられるため、たたき台の総意に変更点は無いと考えております。

なお、委員の方々から提起された意見については、当事務局で取りまとめブロック会議に提出しますが、細かい字句修正については、会長一任としていただいて、御意見を整理して提出していきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議、御検討のほど、よろしくお願いいたします。

**松本会長**

事務局からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

委　員

意見なし。

松本会長

特段の御意見もないようですから、全漁調連事務局案のたたき台どおりとし、当海区から変更点なしで回答したいと思いますが、御異議ございませんか。

委　員

異議なし。

松本会長

御異議ないようですのでそれでは、議案第４号については、そのように決定し、東日本ブロック会議に変更なしで意見提出することといたします。

他に御質問もないようですので、それでは、本日予定していた議事を全て終了し、以上これをもちまして、第２３期第１４回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了　午後１時５８分